

Weekly コラム

令和2年8月11日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4号館 4階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策における 税制上の措置を公表

財務省は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を公表しました。

それによりますと、新型コロナウイルス感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずるとしております。

同措置の特例は、イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナ感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間納付を猶予する特例を設けるとしております。

また、資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とするとしてしております。

なお、具体的な国税における措置としては、

- ①納税の猶予制度の特例
- ②欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ③テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ④文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

⑤住宅ローン控除の適用要件の弾力化

⑥消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

⑦特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税があります。

上記の1年間納付を猶予する特例は、基本的に全ての税目が対象(印紙で納付する印紙税等は除く)となり、2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する国税について適用します。

その際、施行日前に納期限が到来している国税についても遡及適用でき、2020年2月から納期限までの一定の期間(1ヵ月以上)において、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減)した場合について1年間納税を猶予します。

現在、中小企業のみ認められている青色欠損金の繰戻しによる還付の特例は、資本金1億円超10億円以下のいわゆる中堅企業についても、2020年2月1日から2022年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用できます。

今後の動向に注目です。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX 不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。